ドイツにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協 時計協	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続） ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 （継続）	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
		自動部品	(2)	EUとは異なる日・EU EPAの運用	・日EU EPAの利用に関してドイツ国のみが他のEUとは異なる実務上の運用がされており、日本からの出荷に際して工数を要している。 具体的には、EU他国においては製品毎に一度申請した書類を長期間にわたって使用することが認められているが、ドイツに関しては毎回の出荷に個別に書類を準備し添付することが求められ、この負荷が大きい。 2022年時点でも状況変化なし。 （変更）	・EUとして統一的な対応に改めて欲しい。	・日EU EPA
14	税制	JPETA	(1)	配当源泉税免除の申請手続の煩雑・遅延	・ドイツ当局による免税手続き書類のチェック煩雑化により、手続きに要する時間が長くなっており、早期に免税申請をしても手続きが間に合うかわからない状態になっている。	・免税申請の廃止もしくは有効期限を3年から延長する等の措置を検討してほしい。	・日独租税条約に係る配当源泉税
16	雇用	日機輸	(1)	困難なビザ申請	・2023年1月27日時点で1月～3月のビザ申請予約枠が既に無く、大使館にてビザを申請することができず、ドイツへの赴任が遅れてしまっている。 以前と比べてビザ申請の予約がとりづらくなっている。	・1日のビザ申請予約枠を拡大して頂きたい。	
		日商	(2)	人材不足	・電子部品の営業経験のあるドイツ人営業マン人材が不足している。またせっかく確保した優秀なドイツ人人材であっても日系企業の風土に馴染んでいただき定着されることも一苦労である。	・ドイツと日本との文化交流をもっと深める必要あると思う。	
17	知的財産制度運用	日機輸 日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争や訴訟になっている。また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。 補償金管理団体の契約について調査を開始。 補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。 （内容、要望ともに変更） ・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。	・紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。 ・補償金管理団体はクラウドメモリスペースを含む賦課金と既存のシステムへのストリーミングを含めるよう働きかけ。 新政府は紛争解決の問題の改正に取り組んでいる。 ・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。	・著作権管理法13条13a条 ・著作権管理法13条13a条
		日機輸	(2)	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁より曖昧であるとされている。 （継続）	・審査基準を明確化していただきたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			・特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特に欧州特許庁(EPO)と比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。 (継続)	・国内法で明確な早期審査制度を規定していただきたい。	
		日機輸	(3)	使用言語の規制	・ドイツ語以外の言語(英語)で特許出願をした場合でも、出願日の確保が可能である。しかし、優先日から15ヵ月以内にドイツ語の翻訳文提出が求められる。 また、特許協力条約(PCT)からドイツ特許出願を行う場合、ドイツ特許庁に対して英語の明細書を提出する機会がなく、誤訳発生に対する不安がある。 (継続)	・英語出願後の、ドイツ語翻訳提出期間の繰り延べ・延長を進めていただきたい。 ・PCTからの移行に対しても、英語での手続きを認めていただきたい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	放送・メディアに関する新州間条約の不均衡	・ドイツの州の放送及びメディア代理店は、放送及びメディア規制を管理する新しい州間条約に合意。条約のセクション84は、スマートTVのユーザーインターフェイスは、特定の放送局/プロバイダーを区別するのではなく、同様に簡単なアクセスと検索可能性を確保するように設計する必要があると規定。 ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。 (継続)		・2020 Media State Treaty § 84 (MStV); draft ordinance (MB-Satzung)
25	政府調達	日機輸	(1)	調達(入札)における参入障壁	・欧州鉄道事業者による鉄道部品の調達(入札)は、表面的には透明・公平を謳っているものの、英語以外の契約言語や不明瞭な認証プロセス(TSI認証/IRIS認証等)が存在し、事実上欧州域外サプライヤの参入障壁となっている。 (継続)	・契約言語を英語にすべき(英語も許容されるべき)。 ・認証プロセスの明確化。	・EN10025規格(鉄道用車輪) ・TSI認証 ・IRIS認証
26	その他	日機輸	(1)	COVID-19による移民局の行政縮小	・出向者の日本からドイツへの入国に関して、現地移民局とのアポイントメントを取る必要があるが、コロナによる行政縮小により以前にも増してアポイントメントとるが困難となっている。 (継続、要望変更)	・現地移民局の業務を円滑化していただきたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。